

## 予定価格の事後公表に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市が発注する建設工事の入札で予定価格を事後公表とする場合において、対象工事、予定価格の公表の時期、予定価格に係る疑義の取扱いその他必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格を事後公表とする建設工事は、一般競争入札によるものとする。

(予定価格の公表時期)

第3条 市長は、当初入札の入札締切後直ちに予定価格を公表するものとする。

(予定価格に係る疑義)

第4条 予定価格に係る疑義を八幡市に照会する手続き(以下「質疑」という。)をすることができる者は、質疑をしようとする建設工事の入札において入札書を提出した者(以下「入札者」という。)とする。

2 質疑をすることができる期間は、予定価格の公表日から起算して3日を経過した日(休日(八幡市の休日を定める条例(平成2年八幡市条例第13号)に規定する休日をいう。以下同じ。))を除く。)の正午までとする。

3 質疑は、予定価格に係る照会書(様式第1号)を、入札公告であらかじめ定められた方法により送付することにより行うものとする。

(質疑への回答等)

第5条 市長は、前条第2項に定める期間の終了日から起算して3日(休日を除く。)以内に、質疑を行った者へ回答書(様式第2号)を送付することにより回答するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難な場合は、その事由が解消したのち、速やかに回答するものとする。

2 市長は、次条の規定により回答をすべき質疑として取り扱わないこととした質疑を行った者に対しては、前項に定める期間内に、質疑要件非該当通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(回答をすべき質疑として取り扱わないもの)

第6条 質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わない。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送付されたもの
- (2) 第4条第2項に定める期間後に到達したもの
- (3) 第4条第3項に定める以外の方法によるもの
- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書等により確認できるもの

- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきものまたは質問があり回答を行ったもの
  - (7) 設計図書に位置付けられない参考数量を記載した図書に関するもの
  - (8) 質疑内容が読み取れないもの
  - (9) 当該入札に直接関係のないもの
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、大量または繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの
- (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和4年4月1日以降に入札公告を行う建設工事の入札から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

八幡市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
FAX番号  
担当者名・連絡先

## 予定価格に係る照会書

下記の建設工事の入札に係る予定価格について、照会します。

### 記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日 令和 年 月 日
- 3 質疑先の工事発注担当課 八幡市 部 課
- 4 照会内容（予定書価格に疑義がある具体的な項目）

※合算工事の場合で、複数の課宛に質疑があるときは、工事発注担当課ごとに照会書を分けて提出してください。

※「予定価格の事後公表に係る事務取扱要領」第6条各号のいずれかに該当するものは、回答を行いません。

(例)・予定価格に係る照会書の送付以外の方法によるもの

- ・質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- ・入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの 等

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

八幡市長

（公印省略）

## 回答書

令和 年 月 日付けで照会のあった建設工事の入札に係る予定価格について、下記のとおり回答します。

### 記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日 令和 年 月 日
- 3 回答内容

--

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

様

八幡市長

（公印省略）

## 質疑要件非該当通知書

令和 年 月 日付けで照会のあった質疑については、下記の理由により、回答をすべき質疑として取り扱わないこととしましたので通知します。

### 記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日 令和 年 月 日
- 3 照会内容

- 4 回答をすべき質疑として取り扱わない理由